

随意契約結果書

物品等または役務の名称及び数量	和歌山下津港海岸（海南地区）藤白護岸海岸整備事業委託業務 一式
契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 近畿地方整備局副局長 石原 洋 兵庫県神戸市中央区海岸通 2 9
契約年月日	令和8年4月1日
契約の相手方の氏名及び住所	E N E O S 和歌山石油精製株式会社 和歌山県海南市藤白 7 5 8 番地
契約金額	¥219,600,000 （税込み）
予定価格	¥219,600,000 （税込み）
随意契約によることとした理由	和歌山下津港海岸(海南地区)整備事業は、今後30年以内に60～90%の確率で南海トラフで発生する地震に伴う大津波の発生が予測されており、行政・防災中枢機能や主要交通施設に加え、世界的シェアを誇る高付加価値製品の製造企業群を集積する当該地域の津波被害の軽減を図るため、平成21年度より着手された事業である。 藤白護岸の築造工事を実施する護岸については、栈橋が多数設置され、船舶からパイプラインにより背後製造工場へ直結され危険物が取り扱われており、船舶係留や荷役に伴う作業が頻繁に行われている。 築造工事の実施にあたっては、支障となるパイプライン及び付随する付属施設の撤去、移設及び切り替え等が必要である。 E N E O S 和歌山石油精製株式会社は、工場及びパイプラインの設置・管理者であり、複雑な設備系統の状況を熟知し、工場製品の生産調整含め、本業務を実施するにあたって迅速かつ的確なマネジメントが可能な唯一の者である。 以上のことから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を行うものである。
備考	